

「実績報告書作成要領（案）」及び「評価作業マニュアル（案）」に関する意見募集の結果に対する意見対応表

分類	意見等	回答
1 実績報告書作成要領（案）	・「4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化」とは、どの様なことを想定しているのか具体的に記載願いたい。	4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化については、可能な限り「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての達成状況評価における共通方針（中期目標期間終了時評価）」において具体的な考え方を提示しています。詳しくは、この共通方針をご覧ください。
2 実績報告書作成要領（案）	・中期目標期間終了時評価において、仮に顕著な変化があったと判断される取組等がなかった場合は、4年度終了時評価と同様の評価結果になるとの理解で良いか。	ご認識のとおり、予定通り実施した場合は、基本的に4年目終了時評価と同じ判定となりますが、「（別紙）定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」の状況によっては、評価が変わる可能性があります。達成状況報告書に記載しない（＝計画通り実施した）ことをもって評価が不利になることはありません。段階判定の流れは、評価作業マニュアルp. 21-22をご参照ください。
3 実績報告書作成要領（案）	<p>○ 5頁の「3 中期計画の分析・判定」(1)について、「※「2020、2021 年度の実施予定」とおり計画を実施した場合は、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化には該当しないものと考えられます。」とありますが、4年目終了時評価における中期計画の自己判定に関しては、あくまで4年目終了時点での判定であり、第3期中期目標期間の最終的な判定は、第3期終了時点で各大学が6年間全体の実施状況を勘案して改めて行うものと考えます。2020、2021 年度の実施状況を中心に評価を行うことは当然ですが、実施予定との単純な比較ではなく、最終2年間での成果を踏まえた中期目標・中期計画全体の実施状況・成果に基づき、自己判定の変更が可能となる観点を加えていただくようお願ひいたします。</p> <p>4年目終了時評価時に作成した「2020、2021 年度の実施予定」からの「顕著な変化」の有無だけを判断基準として、自己判定の変更の適否を決めるることは中期目標・中期計画の主旨に照らして適切ではないと考えます。例えば、実施予定として「○○に関する各種事業を実施する」といった内容を記載している場合、各種事業の一環として実施した取組が非常に先進的なものであったり、高い成果を上げていても、実施内容は予定と変わりがないため、単純な比較では「顕著な変化」と判断されないことが懸念されます。同様に、「○○の4年目までの成果・課題を検証し改善を図る」という予定であった場合、革新的な改善を行った場合でも予定どおりと判断される恐れがあります。</p>	<p>中期目標期間終了時評価では、法人の次期中期目標及び中期計画に影響が生じる4年目終了時評価よりも、評価の効率化を図り、法人及び当機構評価者（多くが大学教員）の負担軽減を優先すべきと考えています。「6年間全体の実施状況を勘案」とご意見いただいておりますが、評価実施要項に記載しているとおり、まず4年目終了時評価においても、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績（2016年度から2019年度の実績及び2020、2021年度の見込み）の評価を行っています。一方、中期目標期間終了時評価では、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画について記載いただくことで、中期目標期間における業務の実績（2016年度から2021年度の実績）の評価を行いますので、「最終2年間での成果を踏まえた中期目標・中期計画全体の実施状況・成果に基づき、自己判定の変更が可能」となっています。</p> <p>なお、ご意見にある非常に先進的な取組や高い成果によって4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと法人が判断した場合、2020、2021年度の実施予定にないものも記載することは可能です。この場合の記載方法については、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ & A（中期目標期間終了時評価）」をご覧ください。</p>
4 実績報告書作成要領（案）	<p>第3期中期目標期間終了時の教育研究の状況の評価における「顕著な変化」は、4年目終了時評価の達成状況報告書に記述した「2020、2021年度の実施予定」に対し、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した場合のみに限定されております。</p> <p>すなわち、4年目終了時評価の時点では想定していなかったが、2020、2021年度に4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があった場合に、その内容は本評価において一切考慮されないことになります。</p> <p>国立大学法人として達成した特筆すべき成果を適切に評価する観点から、このような変化についても評価の対象にしていただきたいと考えます。</p>	4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと法人が判断した場合、2020、2021年度の実施予定にないものも記載することは可能です。この場合の記載方法については、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ & A（中期目標期間終了時評価）」をご覧ください。

分類	意見等	回答
5 実績報告書作成要領(案)	<p>「4年目終了時評価結果を変え得るような顕著な変化」の基準、定義はないか？</p> <p>数値目標に対する「4年目終了時評価結果を変え得るような顕著な変化」に相当する数値としての判断基準は設定する必要はないか？</p> <p>数値目標をわずかでも下回れば「顕著な変化」ととらえなければならないのかなど、大学間で判断が分かれる恐れがある。</p> <p>顕著な変化と判断する中期計画があっても、中期目標の小項目の判定が変わらない場合、達成状況報告書への記載はしなくてもよいと判断できると考えられるが、それでも良いのか？</p>	4年目終了時評価結果を変えるような顕著な変化については、可能な限り「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての達成状況評価における共通方針（中期目標期間終了時評価）」において具体的な考え方を提示しています。詳しくは、この共通方針をご覧ください。
6 実績報告書作成要領(案)	<p>4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと法人が判断した中期目標（小項目）達成状況及び中期計画の実施状況のみを達成状況報告書に記述するということは、評価にかける労力を最小化するという点では意味がある。一方で、法人に、6年間を通して中期目標の達成状況を再評価する機会が与えられてもよいのではないか。</p>	中期目標期間終了時評価では、法人の次期中期目標及び中期計画に影響が生じる4年目終了時評価よりも、評価の効率化を図り、法人及び当機構評価者（多くが大学教員）の負担軽減を優先すべきと考えています。第3期中期目標期間における教育研究の評価では、次期中期目標・中期計画の検討に資するなど4年目終了時評価を重視しているため、中期目標期間終了時評価においては、4年目終了時評価を変えうるような顕著な変化を捉えることで評価の適切性を十分に担保できるものと判断しています。
7 実績報告書作成要領(案)	<p>中期目標、中期計画自体が創造性にあふれる目標、計画である場合、「顕著な成果をあげている」に該当しなくとも、「中期目標を達成している」こと自体が画期的な成果であるとされるケースがあるのではないか。つまり、目標達成の水準がどの程度優れたものであるかという診断がなされないまま、各大学が中期目標の達成を評価した場合、高い中期目標、中期計画を掲げた大学が不利になる可能性があるのではないか。</p>	中期目標に関する達成状況評価は、法人間の相対的な評価ではなく、あくまでも各法人が掲げる中期目標及び中期計画の達成状況を評価するものです。目標や計画の戦略性やチャレンジ性は各法人で多様であり、そういったものは文部科学省国立大学法人評価委員会により戦略性が高く意欲的な目標・計画として認められていると思われ、達成状況のみならず、プロセスや内容を評価するなど、評価の公平性に配慮されているものと考えています。
8 実績報告書作成要領(案)	<p>6頁</p> <ul style="list-style-type: none"> 『中期目標（小項目）ごとの達成状況の分析において、国立大学法人等は、小項目の下に定められている中期計画の「実施状況」を踏まえ、当該小項目の達成状況が4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した場合のみ、特記事項を記述してください。 <p>具体的には、小項目に照らして、想定よりも進展があった場合は、中期計画ごとの「2020、2021年度における実績」における実施状況の中から以下の考え方を参考にして、小項目ごとに「優れた点」、「特色ある点」を記述することができます。これに対して、想定よりも遅れがあった場合は、「達成できなかった点」を記述してください。』について、4年目終了時の評価の優れた点等は、第3期中期目標期間終了時評価において、反映されないのか。</p> <p>また、「2020、2021」の実施予定にないものは、顕著な変化として実績を記載することはできないのか。</p>	<p>4年目終了時評価の時点における優れた点、特色ある点は、中期目標期間終了時評価においても反映されます。その上で、2020、2021年度の実施状況に応じて記載された「優れた点」や「特色ある点」を踏まえて、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化が認められるかどうかの観点から評価を行います。</p> <p>また、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと法人が判断した場合、2020、2021年度の実施予定にないものも記載することは可能です。この場合の記載方法については、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ & A（中期目標期間終了時評価）」をご覧ください。</p>
9 実績報告書作成要領(案)	<p>6頁、7頁</p> <ul style="list-style-type: none"> 『小項目に照らして、想定よりも進展があった場合は、中期計画ごとの「2020、2021年度における実績」における実施状況の中から以下の考え方を参考にして、小項目ごとに「優れた点」、「特色ある点」を記述することができます。これに対して、想定よりも遅れがあった場合は、「達成できなかった点」を記述してください。』について、「達成できなかった点」は減点対象となるのか。減点対象となる場合、どのように評価（減算）されるのか。 	達成できなかった点については、「改善を要する点」として指摘することになります。「改善を要する点」として指摘する場合には、中期目標（小項目）・中期計画の段階判定の結果を見直すことがあります。ただし、見直しに当たっては、「分析に当たっての確認事項」による詳細に確認を求めるなど、慎重に判断することとします。

分類	意見等	回答
10 実績報告書作成要領（案）	<p>作成要領（案）P 5～6の「3. 中期計画の分析・判定」について、中期計画の段階判定の区分表によると、中期計画を達成していない場合の自己判定は「【1】中期計画を十分に実施しているとはいえない」を選択する以外にないが、目標を達成できなかつたが先進的な取組や戦略性が高い目標・計画に係る取組であり、目標達成に向けたプロセスや内容、数値目標の場合は、当該数値の全国平均値等を踏まえた上で、「【2】中期計画を実施している」の自己判定ができるようにしていただきたい。</p> <p>また、大学改革支援・学位授与機構が行う、中期目標の達成状況の判定においても、大学が行う自己判定と同様に、目標達成に向けたプロセス等を踏まえて判定していただきたい。</p>	<p>中期目標に関する達成状況評価は、法人間の相対的な評価ではなく、あくまでも各法人が掲げる中期目標及び中期計画の達成状況を評価するものです。目標の高低により評価が変わりますが、文部科学省国立大学法人評価委員会により認められた戦略性が高く意欲的な目標・計画の場合は、達成状況のみならず、プロセスや内容を評価するなど、評価の公平性に配慮されているものと考えています。</p>
11 実績報告書作成要領（案）	<p>※作成要領（原案）P.3～6</p> <p>達成状況報告書様式について、学部・研究科等の現況分析は実施されないことから、当該様式において、その実績を記入し、把握されるとなっているが、ある一つの学部等における取組が優れた取組を実施したとして、そのことを以て、中期目標（小項目）として、4年目終了時評価を変えるほどの顕著な変化といえるのか。どういう場合が該当するのか具体的なイメージがわからぬため、作業効率を上げる意味で具体例を示していただきたい。</p>	<p>5、6年目の学部・研究科等の実績については、法人の規模を踏まえつつ、中期目標（小項目）や中期計画の対象（法人全体、教育課程等）に対する実績が占めるウエイト（影響度）に十分留意して評価する必要があります。そのため、法人の中期目標や中期計画、さらには法人の規模等は多様であるため、具体例を提示することは適切でないと考えます。何卒ご了承ください。</p>
12 実績報告書作成要領（案）	<p>第3期終了時評価は、4年目終了時と2020年度・2021年度の実績を比較し進展を検証するのではなく、6年間を通してどれだけの実績をあげたか（進展したか）とした方がよいと考える。とくにコロナ禍が継続する中、2020年度・2021年度の実績を2019年度までの実績と比較することにどれだけ意味があるか疑問である。</p>	<p>4年目終了時評価では、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績（2016年度から2019年度の実績及び2020、2021年度の見込み）の評価を行っています。</p> <p>中期目標期間終了時評価は4年目終了時評価結果を基に判断するため、2020、2021年度の見込みから大きく変動し、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した実績を捉えることで、支障なく評価できるものと考えています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する取扱いについては、可能な限り「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての達成状況評価における共通方針（中期目標期間終了時評価）」において具体的な考え方を提示しています。詳しくは、この共通方針をご覧ください。</p>
13 実績報告書作成要領（案）	<p>・中期目標期間終了時評価で作成する達成状況報告書には、4年目終了時評価で作成した達成状況報告書「2020、2021年度の実施予定」欄に記載した以外で、「顕著な変化があったと判断」に該当する取組等がある場合は、当該報告書に記載しても良いか。</p>	<p>4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと法人が判断した場合、2020、2021年度の実施予定にないものも記載することは可能です。この場合の記載方法については、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ & A（中期目標期間終了時評価）」をご覧ください。</p>
14 実績報告書作成要領（案）	<p>○ 6頁の中期目標の達成状況報告書様式について、4年目終了時評価の際と同様に大学独自の中期計画番号を記載できるようお願いいたします。</p>	<p>4年目終了時評価との整合性を確保する観点から、4年目終了時評価で使用した番号を記載いただく予定です。したがって、4年目終了時評価において独自番号を使用していた場合は、その番号と同じにして提出いただくことになります。中期計画番号については、事前に各法人と確認をさせていただいております。</p>
15 実績報告書作成要領（案）	<p>今回の評価においては、前回とは違い、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した場合のみ、中期計画毎の実施状況を記載し、その顕著な変化があつたと判断した取組を、さらに小項目毎の特記事項として、優れた点、特色ある点として記載することになり、結果的に、同じ内容のものを2回記述することになるのではないかと思料されます。中期計画毎に顕著な変化があつたと判断する取組を記載する際に、優れた点、特色ある点どちらに該当するか区別すれば、小項目毎の特記事項の記載は不要になるかと存じますので、ご参考願います。</p>	<p>中期計画は、中期目標を達成するための具体的な手段であり、両者はそれぞれ異なる概念の下に設定されていると考えます。実際には両者は強く関連づいていますが、構造上、新型コロナウイルス感染症への対応も含めて、中期計画の実施状況が必ずしも小項目の特記事項の内容と一致するとは限らないと考えており、それぞれの記述が必要と考えます。</p>

分類	意見等	回答
16 実績報告書作成要領(案)	p. 4~7 今回の報告書では4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画や、それによって評価結果の顕著な変化があったと判断した小項目のみを記載することとなっている。その際、4年目終了時以降、さらに優れた実績をあげた中期計画がすでに4年目終了時評価において「【3】中期計画を実施し、優れた実績を上げている」と判定されている場合、この判定自体は変更せず、小項目の4年目終了時評価を変えうる優れた実績等を実施状況に記載すればよいのか。もちろん、関係する小項目の「特記事項」に当該中期計画による優れた点を記載することとなる。	中期計画の判定自体に変化がない場合でも、上位の小項目の達成状況において4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した場合は、特記事項として記述してください。その際、当該中期計画の「2020、2021年度における実績」について、予定より進展（又は遅れ）があった点が分かるように記述いただく必要があります。また、4年目終了時評価において【1】判定となっている中期計画については、原則として上位の小項目において「改善を要する点」として指摘がなされているため、改善の有無に関わらず当該指摘に対する取組状況を「『改善を要する点』の改善状況」に記述いただく必要があります。
17 実績報告書作成要領(案)	p. 5 4年目終了時評価結果を変え得るような顕著な変化があったと判断した中期計画について、「2020、2021年度における実績」欄に具体的な実施状況を記載することになっている。4年目終了時評価における達成状況報告書では「2020、2021年度における実施予定」を箇条書きとしたが、その中で評価結果を変えうるような顕著な実績を上げたもののみ実施状況として記載すればよいのか、あるいは、実施予定としたものすべてについて実施状況を記載するのか。	予定通り実施し、4年目終了時評価の結果を変えうるような顕著な変化に該当しない場合は、実績報告書には記載しないでください。例えば、4つの実施予定のうち2つが計画通りであれば、その2つについては記載しないでください。計画通り実施した場合は、4年目終了時評価と評価は変わりませんが、「（別紙）定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」の状況によっては、評価が変わる可能性があります。
18 実績報告書作成要領(案)	全ての中期計画において「4年目終了時評価結果を変え得るような顕著な変化」がないと判断した場合、「法人の特徴」「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」だけの記載となるのか？ また、全ての中期計画において、中期目標期間終了時の自己判定だけは記載するのか？	全ての中期計画において「4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化」がない場合は、中期計画に関する記載は不要です。その場合、「法人の特徴」「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」、「改善を要する点」の改善状況（4年目終了時評価結果で「改善を要する点」が指摘された場合のみ）を作成いただくこととなります。
19 実績報告書作成要領(案)	5頁、6頁 ・「2020、2021年度実施予定」とおり計画を実施した場合は、中期計画実施状況の欄は空欄でよい。また、『「2020、2021年度実施予定」とおり計画を実施した場合4年目終了時評価の結果を変えうるような顕著な変化には該当しないものと考えられます。』とあるが、計画通り実施した場合はどのように評価されるのか。評価は不利にならないか。	予定通り実施し、4年目終了時評価の結果を変えうるような顕著な変化に該当しない場合は、実績報告書には記載しないでください。例えば、4つの実施予定のうち2つが計画通りであれば、その2つについては記載しないでください。計画通り実施した場合は、4年目終了時評価と評価は変わりませんが、「（別紙）定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」の状況によっては、評価が変わることがありますが、達成状況報告書に記載しない（=計画通り実施した）ことをもって評価が不利になることはありません。
20 実績報告書作成要領(案)	● 「実績報告書作成要領（案）」のp.5 「(1) 中期計画ごとの実施状況分析・判定」では、4年目終了時に【1】と評価された中期計画に対して、【1】と大学が自己評定した場合、実績報告書を作成しなくてよいことになる。中期計画の達成に到らなかったことも含めて、5年目6年目で取組んだ状況を説明すべきなのではないか。 また、4年目終了時に【3】と評価された中期計画に対して、新たに特筆すべき取組があったと大学が判断しても何も提出できることになる。評価をこれ以上上げることは無くとも、5年目6年目においても、更なる成果を目指して取り組んだことを記載できるようにしてはどうか。	4年目終了時評価の中期計画の判定に変化がないと判断する場合でも、上位の小項目の達成状況において4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した場合は、特記事項として記述してください。その際、当該中期計画の「2020、2021年度における実績」について、予定より進展（又は遅れ）があった点が分かるように記述いただく必要があります。また、4年目終了時評価において【1】判定となっている中期計画については、原則として上位の小項目において「改善を要する点」として指摘がなされているため、改善の有無に関わらず当該指摘に対する取組状況を「『改善を要する点』の改善状況」に記述いただく必要があります。
21 実績報告書作成要領(案)	※作成要領（原案）P. 6、7 達成状況報告書様式において、「顕著な変化があった」と判断する取組について中期目標（小項目）ごとに作成することになっているが、当該小項目に関係する中期計画はすべて記載がないと、小項目としての判定ができないのではないかと思われる。よって、小項目ごとに記載する様式については、関連するすべての中期計画の「4年目終了時判定結果」と、「中期目標期間終了自己判定」の欄を設け、記載させた方がよいのではないか。もちろん、4年目終了時判定結果から「顕著な変化」がない中期計画についてはそのまま同じ内容が記載されることになる。	4年目終了時評価では、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績（2016年度から2019年度の実績及び2020、2021年度の見込み）の評価を行っています。 中期目標期間終了時評価は4年目終了時評価結果を基に判断するため、当該小項目に関係する中期計画の記載が、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した一部のみであっても支障なく評価できるものと考えています。なお、法人の負担軽減の観点からも全ての中期計画の「4年目終了時判定結果」と「中期目標期間終了自己判定」を記載することは不要と考えています。

分類	意見等	回答
22 実績報告書作成要領(案)	※作成要領（原案）P.7 達成状況報告書様式において、《特記事項》に「○優れた点、○特色ある点、○達成できなかつた点」を記載することとなっており、様式の中に①とあるがこれは何を意味するものなのか。1つの枠（①）あたりに一つの中期計画を記載するのであれば、①と付番する必要はないのではないか。①として記載する事項について、複数の中期計画が関連する場合を想定しているのか。記載例を提示いただきたい。	1つの中期目標（小項目）に対して複数の特記事項（優れた点／特色ある点／達成できなかつた点）がある場合に、番号を追加して記述することができる様式としています。なお、特記事項と中期計画は必ずしも1対1対応ではなく、4年目終了時評価と同様に、複数の中期計画が関連した特記事項が記述されるケースも想定しています。この場合の記載方法については、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ & A（中期目標期間終了時評価）」をご覧ください。
23 実績報告書作成要領(案)	実績報告書作成要領（案）P6に「中期目標期間終了時評価においては、評価作業の効率化及び国立大学法人等の負担軽減の観点から、学部・研究科等の現況分析は実施しません。2020年度、2021年度に中期目標・中期計画の達成状況に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書に記載を求ることにより、学部・研究科等の実績を把握することとします。」とある。 4年目終了時評価に影響を及ぼすような顕著な変化がなければ、提出する項目は「I. 法人の特徴」と（別紙）「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」のみとなるのか。 それとも「II. 4年目終了時評価結果からの顕著な変化」、「III. 改善を要する点」には、「該当なし」と記載して提出することになるのか。	全ての中期計画において「4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化」がない場合は、中期計画に関する記載は不要です。その場合、「法人の特徴」「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」、「改善を要する点」の改善状況（4年目終了時評価結果で「改善を要する点」が指摘された場合のみ）を作成いただくこととなります。
24 評価作業マニュアル(案)	達成状況評価における段階判定の流れにおいて、4年目終了時評価結果を変えうるような「顕著な変化」があった場合は、中期目標（小項目）及び中期計画の2020年度及び2021年度の実施状況等の分析・判定を行うこととされているが、「顕著な変化がない」場合は、達成状況報告書には記載の必要がないこととされている。また、定量的な指標の達成状況が「顕著な変化」に該当しない場合、4年目終了時評価の結果が（高い評価、低い評価に関わらず）そのまま、終了時評価に反映されると理解している。よって、「顕著な変化がない」とした場合、つまり、達成状況報告書に特に記載しなかった場合は、評価委員会は4年目終了時評価結果から評価を変更するということはないのか。	ご認識のとおり、予定通り実施した場合は、基本的に4年目終了時評価と同じ判定となりますが、「（別紙）定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」の状況によっては、評価が変わることもあります。達成状況報告書に記載しない（=計画通り実施した）ことをもって評価が不利になることはありません。段階判定の流れは、評価作業マニュアルp. 21-22をご参照ください。
25 実績報告書作成要領(案)	P10「6 定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」について、各大学と認識がずれないよう、事前に一覧表を作成し、機構側と大学側で認識を統一しておくことが必要だと思います。	中期計画に含まれる定量的指標に該当する部分については、今年度（令和3年度）中に各法人へ照会し、認識の統一を図る方向で検討しています。
26 実績報告書作成要領(案)	該当箇所：10ページ目「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」、14ページ目「達成状況報告書の作成フロー」 10ページ目では、定量的な指標を含む中期計画の全てについて、目標値及び年度別の達成状況を一覧表に記載することとなっているが、14ページ目フロー図にあるとおり、自己分析において「顕著な変化はない」と判定した中期計画及び小項目は、そもそも達成状況報告書に記載されないこととなっているので、「顕著な変化がある」として達成状況報告書に記載する中期計画に係る指標のみ記載することとすればどうか。	定量的指標の達成状況については、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化に関する判断について、法人と評価者のかい離を抑えるとともに、評価の公平性を確保する観点から、すべての指標の達成状況を評価者が把握できるようにすることが適当と考えています。
27 実績報告書作成要領(案)	p. 10 ・定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧を記載することになっているが、 3) 達成状況一覧に記載する中期計画に係る定量的な指標は法人が特定してよいのか。	中期計画に含まれる定量的指標に該当する部分については、今年度（令和3年度）中に各法人へ照会し、認識の統一を図る方向で検討しています。

分類	意見等	回答
28 実績報告書作成要領(案)	p. 10 ・定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧を記載することになっているが、4) 4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化はなかったと法人が判断し、記載しなかった中期計画についても、達成状況一覧に記載された関係する定量的な指標のみによって「4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化」の有無が判断されるのか。	ご指摘の場合、「分析に当たっての確認事項」によって当該計画の実施状況を確認することを想定しています。
29 実績報告書作成要領(案)	定量の指標を記載した中期計画に関して、第3期中期目標期間の各年度における実績値を別紙様式に記載して提出することについては、評価者が「4年目終了時評価結果を変え得るような顕著な変化」と評価した場合、それに該当する中期計画について大学が記載していない場合はどうなるのか？	ご指摘の場合、「分析に当たっての確認事項」によって当該計画の実施状況を確認することを想定しています。
30 実績報告書作成要領(案)	定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧について、最終評価時点に過去6年分の達成状況を集計することは負担が大きいため、「4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化」を判断する参考とするために必要な最低限の数値（4年目終了時及び6年目終了時以外は任意）とし、4年目終了時において達成できている指標については任意とすることを検討していただきたい。	中期目標期間終了時評価では、法人の次期中期目標及び中期計画に影響が生じる4年目終了時評価よりも、評価の効率化を図り、法人及び当機構評価者（多くが大学教員）の負担軽減を考慮しています。しかしながら、定量的指標の達成状況については、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化に関する判断について、法人と評価者のかい離を抑えるとともに、評価の公平性を確保する観点から、すべての指標の達成状況を評価者が把握できるようにすることが適当と考えています。
31 実績報告書作成要領(案)	定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧について、複数の数値目標を設定している中期計画の記載方法及び定量的な指標の定義を記載していただきたい。	中期計画に含まれる定量的指標に該当する部分については、今年度（令和3年度）中に各法人へ照会し、認識の統一を図る方向で検討しています。
32 実績報告書作成要領(案)	P10：「6 定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」について ・戦略性が高く、意欲的な計画については、意欲的な定量的指標を掲げている計画もあるため、数値だけではなく、その取組状況も含めて評価されるべきである。その上で、「4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化」が無いと判断した計画についても、提出が求められるのか。提出が必要な場合、その理由及び活用方法について、ご教示いただきたい。 ・また、中期計画の全てについて提出を求めるのではなく、「顕著な変化」があったと判断する中期計画のみ、年度別の達成状況を示すこととしていただきたい。	定量的指標の達成状況については、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化に関する判断について、法人と評価者のかい離を抑えるとともに、評価の公平性を確保する観点から、すべての指標の達成状況を評価者が把握できるようにすることが適当と考えています。 戦略性が高く、意欲的な目標・計画については、達成状況のみによらず、プロセスや内容を評価するなど、積極的な取組であることに留意して適切に評価することとしています。中期計画どおり実施できない場合においても、教育研究の質の向上や高い教育研究水準の実現が確認できる場合は、「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」とは判定しないこととしています。
33 評価作業マニュアル(案)	P15：ア 中期計画ごとの実施状況の分析・判定 における「（別紙）定量的な指標を含む中期計画の達成状況」の分析について ・戦略性が高く、意欲的な計画については、意欲的な定量的指標を掲げている計画もあるため、単に数値の達成状況だけではなく、その取組状況も含めて評価されるべきである。	中期目標に関する達成状況評価は、法人間の相対的な評価ではなく、あくまでも各法人が掲げる中期目標及び中期計画の達成状況を評価するものです。目標の高低により評価が変わり得ますが、文部科学省国立大学法人評価委員会により認められた戦略性が高く意欲的な目標・計画の場合は、達成状況のみならず、プロセスや内容を評価するなど、評価の公平性に配慮されているものと考えています。

分類	意見等	回答
34 実績報告書作成要領（案）	・別紙「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」について、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて目標に届かなかった指標が想定されることなどから、当該状況に至った理由を説明する欄が必要である。	中期計画に含まれる定量的な指標が未達成の場合、「達成できなかった点」及び当該計画の「実施状況」に記述いただく必要があります。その際、新型コロナウイルス感染症の影響により中期計画の達成が困難となった場合においては、代替措置等も併せて記述してください。 中期計画の達成状況を分析・判定するに当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮することとしています。 具体的には、中期計画の達成が見込まれていたにもかかわらず、明らかに新型コロナウイルス感染症の影響によって当該中期計画に含まれる定量的指標について中期計画を達成することができなかつと認められる場合は、そのプロセスや内容を総合的に評価することとし、直ちに「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」とは判定しないことになります。 なお、4年目終了時評価結果を変更する可能性のある場合は、「分析に当たっての確認事項」により事前に確認を行うことがあります。
35 実績報告書作成要領（案）	作成要領p.10にある「6 定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」について、現在の記載例では、「戦略性が高く、意欲的な指標」であるかが読み取れない状態である。 そのため、「戦略性が高く、意欲的な指標」については、報告書での記載方法と同様に「◆マーク」を付けるようにしてはどうか。	戦略性が高く意欲的な目標・計画に該当する中期計画については、達成状況報告書本文に記載いただくことで十分把握できるものと考えますが、ご指摘の懸念に考慮し、この一覧にも「◆」欄を設けることといたしました。
36 実績報告書作成要領（案）	p. 10 ・定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧を記載することになっているが、 1) 定量的な指標の中にはコロナ禍によって大きく影響（直接的のみならず間接的にも）されたものがあることが危惧される。そこで、そのような指標にその旨のコメント等を記載できる欄の追加など、必要に応じてコメントを記述できるようにしていただきたい。併せて該当する中期計画が「戦略性の高い意欲的な計画」であることを明示できる欄も追加いただきたい。	新型コロナウイルス感染症の影響により、顕著な変化となっていると判断される場合、達成状況報告書本文に記載することを想定しています。なお、法人側が「顕著な変化」として本文に実施状況を記載していない中期計画に関して、評価者の判断により、4年目終了時評価結果と変更する可能性のある場合は、「分析に当たっての確認事項」により事前に確認を行うことを想定しています。 また、戦略性が高く意欲的な目標・計画に該当する中期計画については、達成状況報告書本文に記載いただくことで十分把握できるものと考えますが、ご指摘の懸念に考慮し、この一覧にも「◆」欄を設けることといたしました。ただし、戦略性が高く意欲的な補足説明については、法人の作業負担を考慮し、達成状況報告書本文への記載のみが適切と判断しています。
37 実績報告書作成要領（案）	「評価作業マニュアル（案）」20Pを見ると、法人側が「顕著な変化」に該当しないと判断しても、機構側が定量的な指標のみをもって達成状況が「顕著な変化」に該当すると判断される恐れがある。 それを避けるため「実績報告書作成要領（案）」10Pの「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」に新型コロナウイルス感染症の影響などの特殊事情を記載できる備考欄を設けてはどうか。	中期計画に含まれる定量的な指標が未達成の場合、「達成できなかった点」及び当該計画の「実施状況」に記述いただく必要があります。その際、新型コロナウイルス感染症の影響により中期計画の達成が困難となった場合においては、代替措置等も併せて記述してください。 中期計画の達成状況を分析・判定するに当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮することとしています。 具体的には、中期計画の達成が見込まれていたにもかかわらず、明らかに新型コロナウイルス感染症の影響によって当該中期計画に含まれる定量的指標について中期計画を達成することができなかつと認められる場合は、そのプロセスや内容を総合的に評価することとし、直ちに「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」とは判定しないことになります。 なお、4年目終了時評価結果を変更する可能性のある場合は、「分析に当たっての確認事項」により事前に確認を行うことがあります。

分類	意見等	回答
38 実績報告書作成要領(案)	10ページの「6 定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」について、「年度別の達成状況」を記載することになっていますが、達成状況とは「○（達成している）／×（達成していない）」を記載するのか、「具体的な数値」を記載するのか判断としないので、明記していただいた方がよろしいかと思います（当方の確認漏れであれば申し訳ございません。）。また、達成状況に関する補足説明欄（記載は任意）を設けた方がよいのではないかと思います。	具体的な数値を記載いただくことを想定しています。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」の様式及び実績報告書作成要領p.10の文言を修正します。また、例えば、新型コロナウィルス感染症の影響をもって顕著な変化となっていると判断される場合、達成状況報告書本文に記載することを想定しています。なお、法人側が「顕著な変化」として本文に実施状況を記載していない中期計画に関して、評価者の判断により、4年目終了時評価結果とを変更する可能性のある場合は、「分析に当たっての確認事項」により事前に確認を行うことがあります。 《修正前》 達成状況 《修正後》 達成状況（実績値）
39 実績報告書作成要領(案)	実績報告書作成要領(案) P10 「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」について、新型コロナウィルス感染症の影響により令和2年度、令和3年度の数値目標が達成し難い実績（例：学生の海外派遣件数 等）が生じた場合、補足説明が可能となる様式にしていただきたい。本様式では、純粋に数値目標が達成できなかった場合と、新型コロナウィルス感染症の影響により数値目標が達成できなかった場合の区別が難しく、一律に評価される事態は避けたい。	中期計画に含まれる定量的な指標が未達成の場合、「達成できなかった点」及び当該計画の「実施状況」に記述いただく必要があります。その際、新型コロナウィルス感染症の影響により中期計画の達成が困難となった場合においては、代替措置等も併せて記述してください。 中期計画の達成状況を分析・判定するに当たっては、新型コロナウィルス感染症による影響を考慮することとしています。 具体的には、中期計画の達成が見込まれていたにもかかわらず、明らかに新型コロナウィルス感染症の影響によって当該中期計画に含まれる定量的指標について中期計画を達成することができなかつたと認められる場合は、そのプロセスや内容を総合的に評価することとし、直ちに「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」とは判定しないことになります。 なお、4年目終了時評価結果を変更する可能性のある場合は、「分析に当たっての確認事項」により事前に確認を行うことがあります。
40 実績報告書作成要領(案)	（別紙）「定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」について「毎年度〇回実施する」という類のものはその記載対象になるのか。もし記載するとした場合の記載方法はどのようにすればよいか。	ご指摘の場合は、記載対象になると考えます。なお、記載方法については、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ & A（中期目標期間終了時評価）」をご覧ください。
41 実績報告書作成要領(案)	（別紙）について、「前期比〇%増とする」というものの指標の場合、目標値には「前期比〇%増」と記載するという理解でよいか。	ご指摘の場合の記載方法については、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ & A（中期目標期間終了時評価）」をご覧ください。
42 評価作業マニュアル(案)	マニュアルp.14にある「（別紙）定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧」について、現在の記載例では、「戦略性が高く、意欲的な指標」であるかが読み取れない状態である。 そのため、「戦略性が高く、意欲的な指標」については、報告書での記載方法と同様に「◆マーク」を付けるようにし、「戦略性が高く、意欲的な指標」に関する説明を付記してはどうか。	戦略性が高く意欲的な目標・計画に該当する中期計画については、達成状況報告書本文に記載いただくことで十分把握できるものと考えますが、ご指摘の懸念に考慮し、この一覧にも「◆」欄を設けることといたしました。ただし、戦略性が高く意欲的な補足説明については、法人の作業負担を考慮し、達成状況報告書本文への記載のみとすることが適切と判断しています。
43 実績報告書作成要領(案)	p.10 ・定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧を記載することになっているが、 2) 「4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化」の有無を令和2及び3年度の定量的な指標が判断の参考にされる場合、コロナ禍の影響を十分配慮したものとして頂きたい。	中期計画が未達成の場合、「達成できなかった点」及び当該計画の「実施状況」に記述いただく必要があります。その際、新型コロナウィルス感染症の影響により中期計画の達成が困難となった場合には、代替措置等も併せて記述してください。自己判定については、法人の判断により【2】とすることも可能ですが、最終的には評価者が計画達成に向けたプロセス等を確認の上、判断することとなります。 なお、4年目終了時評価結果を変更する可能性のある場合は、「分析に当たっての確認事項」により事前に確認を行うことがあります。

分類	意見等	回答
44 実績報告書作成要領(案)	<p>P7：「達成できなかった点」の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、未達となった数値目標や取組に関して、評価作業マニュアル（案）では、プロセスや内容を評価するとあるが、「達成できなかった点」に統一的に記載すべきなかどうか、示されるべきである。そして、その場合、どのように評価されるのかも示されるべきである。 	<p>中期計画が未達成の場合、「達成できなかった点」及び当該計画の「実施状況」に記述いただく必要があります。その際、新型コロナウイルス感染症の影響により中期計画の達成が困難となつた場合には、代替措置等も併せて記述してください。</p> <p>中期計画の達成状況を分析・判定するに当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮することとしています。</p> <p>具体的には、中期計画の達成が見込まれていたにもかかわらず、明らかに新型コロナウイルス感染症の影響によって当該中期計画に含まれる定量的指標について中期計画を達成することができなかつたと認められる場合は、そのプロセスや内容を総合的に評価することとし、直ちに「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」とは判定しないことになります。</p> <p>なお、4年目終了時評価結果を変更する可能性のある場合は、「分析に当たっての確認事項」により事前に確認を行うことがあります。</p>
45 実績報告書作成要領(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ P 5 3 中期計画の分析・判定 (1) 中期計画ごとの実施状況の分析・判定 <p>（新型コロナウイルス感染症の影響：主に活動を制限されたことに対する代替措置の記述要望）</p> <p>例えば、学生の海外派遣数や留学生の受入数など、定量的指標を掲げた中期計画について、新型コロナウイルス感染症の影響で、数値目標を達成できなかつた場合でも、代替措置等を行つた場合は、計画達成に向けたプロセスを勘案して、自己評価を「中期計画を実施している【2】」と判定してよいか？</p> <p>また、前述のような取扱いが可能な場合、報告書において、該当の計画に【個性の伸長に向けた取組（★）】【戦略性が高く意欲的な目標・計画（◆）】のように何らか記号を付す等、新型コロナウイルス感染症の影響があつたことが分かるような記載を行うべきか？</p> <p>これらの記載方法について、実績報告書作成要領にてお示しいただきたい。</p>	<p>中期計画が未達成の場合、「達成できなかった点」及び当該計画の「実施状況」に記述いただく必要があります。その際、新型コロナウイルス感染症の影響により中期計画の達成が困難となつた場合には、代替措置等も併せて記述してください。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響があつたかどうかについての記号は不要です。）</p> <p>自己判定については、法人の判断により【2】とすることも可能ですが、最終的には評価者が計画達成に向けたプロセス等を確認の上、判断することとなります。</p> <p>中期計画の達成状況を分析・判定するに当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮することとしています。</p> <p>具体的には、中期計画の達成が見込まれていたにもかかわらず、明らかに新型コロナウイルス感染症の影響によって当該中期計画に含まれる定量的指標について中期計画を達成することができなかつたと認められる場合は、そのプロセスや内容を総合的に評価することとし、直ちに「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」とは判定しないことになります。</p> <p>なお、4年目終了時評価結果を変更する可能性のある場合は、「分析に当たっての確認事項」により事前に確認を行うことがあります。</p>
46 実績報告書作成要領(案)	<ul style="list-style-type: none"> ●「実績報告書作成要領（案）」の p 5 <p>「(1) 中期計画ごとの実施状況分析・判定」において、1行目の最後から「4年目終了時評価の達成状況報告書に記述した「2020、2021 年度の実施予定」に対し、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があつたと判断した場合のみ、当該計画の具体的な「実施状況」を「2020、2021年度における実績」欄に記述してください」とある。各大学において、「評価結果を変えうるような顕著な変化」に該当するかどうか判断するにあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮する必要がある。そのため、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた2020、2021 年度の取組を中止した場合は顕著な変化と見なすかどうか（判定を含む）など、新型コロナウイルス感染症の影響による具体的な判断基準を実績報告書作成要領に追記いただきたい。</p>	<p>中期計画が未達成の場合、「達成できなかった点」及び当該計画の「実施状況」に記述いただく必要があります。その際、新型コロナウイルス感染症の影響により中期計画の達成が困難となつた場合には、代替措置等も併せて記述してください。</p> <p>中期計画の達成状況を分析・判定するに当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮することとしています。</p> <p>具体的には、中期計画の達成が見込まれていたにもかかわらず、明らかに新型コロナウイルス感染症の影響によって当該中期計画に含まれる定量的指標について中期計画を達成することができなかつたと認められる場合は、そのプロセスや内容を総合的に評価することとし、直ちに「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」とは判定しないことになります。</p> <p>なお、この方針については、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての達成状況評価における共通方針（中期目標期間終了時評価）」に記載しています。</p>
47 実績報告書作成要領(案)	<p>実績報告書作成要領（案） P 5～P 7</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により中期計画の達成が困難となつた場合は、当初の想定を踏まえた状況分析及び計画達成に向けたプロセス等を勘案して中期目標期間終了時の自己判定をしてよいこととしていただきたい。また、これらの取組内容・対応状況を説明する欄を設けていただくか、中期計画の「実施状況」欄に記載してよいこととしていただきたい。</p>	<p>中期計画が未達成の場合、「達成できなかった点」及び当該計画の「実施状況」に記述いただく必要があります。その際、新型コロナウイルス感染症の影響により中期計画の達成が困難となつた場合には、代替措置等も併せて記述してください。中期計画の達成状況を分析・判定するに当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮することとしており、具体的には、中期計画の達成が見込まれていたにもかかわらず、明らかに新型コロナウイルス感染症の影響によって達成することができなかつたと認められる場合は、そのプロセスや内容を総合的に評価することとしています。なお、判定については、法人の判断により【2】とすることも可能ですが、最終的には評価者が計画達成に向けたプロセス等を確認の上、判断することとなります。</p>

分類	意見等	回答
48 評価作業マニュアル (案)	<p>[参考] ②『中期目標期間終了時評価に係る実績報告書作成要領、評価作業 マニュアルの策定に当たり検討すべき主な事項及びその対応』において、評価作業の負担を考慮いただき、P.2「「顕著な変化」とは、「中期計画の進展に伴う小項目の顕著な変化」としてはどうか。」と検討いただいている。一方で、P.3「定量的指標の達成状況について、達成状況報告書に記載（申告）されない可能性が残ってしまうため、（中略）公平性を確保する観点から、法人が達成状況報告書を提出する際にすべての達成状況を確認することとしてはどうか。」とも記載されている。</p> <p>この方針に沿って関係書類を提出した場合、例えば、「コロナウイルス禍によって数値目標は未達であるものの、代替措置を十分に講じており、小項目の顕著な変化（≒小項目の評価結果が変更するものではない）と法人が判断」する事例では、数値目標が未達成であることだけが報告され、結果として適切な評価を下せないことも考えられる。</p> <p>本学でそのような事例が発生した場合は、小項目の評価結果を変えうるか否かに関わらず「顕著な変化」であるとみなし、達成状況報告書に代替措置の状況等を記載する予定だが、そのような取扱いによいか。</p> <p>同様の事例は各法人においても起こりうることであるため、各種作成要領等においても作業の方向性を明示し、統一的な取扱いをしていただけたとありがたい。</p>	<p>中期計画が未達成の場合、「達成できなかった点」及び当該計画の「実施状況」に記述いただく必要があります。その際、新型コロナウイルス感染症の影響により中期計画の達成が困難となった場合には、代替措置等も併せて記述してください。</p> <p>中期計画の達成状況を分析・判定するに当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮することとしています。</p> <p>具体的には、中期計画の達成が見込まれていたにもかかわらず、明らかに新型コロナウイルス感染症の影響によって当該中期計画に含まれる定量的指標について中期計画を達成することができなかつたと認められる場合は、そのプロセスや内容を総合的に評価することとし、直ちに「十分に実施しているとはいえない（【1】判定）」とは判定しないことになります。</p> <p>なお、4年目終了時評価結果を変更する可能性のある場合は、「分析に当たっての確認事項」により事前に確認を行うことがあります。</p>
49 評価作業マニュアル (案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ P 17 （評価の分析に当たっての留意事項） <p>（新型コロナウイルス感染症への対応に関する評価）</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応に関して特記すべき事項がある場合、それらが適切に評価されるよう、留意事項に、文部科学省高等教育局国立大学法人支援課国立大学戦略室より発出の令和3年2月5日付け事務連絡「「令和2事業年度に係る業務の実績に関する報告書」の記載方法について」に記載の内容と同様に、第3期中期目標期間終了時評価においても「各法人において、新型コロナウイルス感染症への対応に関して特記すべき事項がある場合には、適切に評価する」旨、記載いただきたい。</p> <p>参考：文部科学省高等教育局国立大学法人支援課国立大学戦略室 令和3年2月5日付け事務連絡（抜粋）</p> <p>9. 新型コロナウイルス感染症に関する記載について</p> <p>年度計画の実施状況に基づく進捗状況の記載に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度計画の達成が困難となった場合、進捗状況は、当初の想定を踏まえた状況分析及び計画達成に向けたプロセス等を勘案して「年度計画を十分実施している」として差し支えありません。そのような年度計画がある場合には、「特記事項等」欄に該当する年度計画番号と取組内容・対応状況を記載してください。</p> <p>また、各法人において、新型コロナウイルス感染症への対応に関して特記すべき事項がある場合には、適切に評価することを予定しておりますので、実績報告書の「全体的な状況」欄、「特記事項等」（指定国立大学法人については「取組の実施状況及び成果」）欄に記載してください。</p> 	<p>4年目終了時評価では、新型コロナウイルス感染症の影響下における各法人の対応（例：オンライン授業の活用による学習機会の確保、学生に対する経済的な援助）について、特記事項として積極的に抽出しています。</p> <p>中期目標期間終了時評価においても、これらの進展や新たな取組等を踏まえ、ポジティブな面で顕著な変化があったと認められる場合には、特記事項の変更（例：特色ある点から優れた点への変更）や追加など、積極的に評価する方針です。</p> <p>なお、この方針については、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての達成状況評価における共通方針（中期目標期間終了時評価）」に記載しています。</p>
50 実績報告書作成要領 (案)	<p>（新型コロナウイルス感染症への対応に関する記載）</p> <p>例えば、遠隔授業の高度化など今後の個別最適化授業に繋がる授業形態の実施、ステークホルダーを巻き込んだ経済的困窮学生への支援、近隣大学、地域住民も対象としたワクチンの大規模接種など、新型コロナウイルスによる感染症への対応の中で、第3期中期目標・中期計画では想定していなかった取組が行われ、大学の新たな機能が発揮された。</p> <p>このような各法人の取組が、本評価においても適切に評価されるように、様式上、別項を設けて自由に記述できるようにしていただきたい。</p>	<p>4年目終了時評価では、新型コロナウイルス感染症の影響下における各法人の対応（例：オンライン授業の活用による学習機会の確保、学生に対する経済的な援助）について、特記事項として積極的に抽出しています。</p> <p>中期目標期間終了時評価においても、これらの進展や新たな取組等を踏まえ、ポジティブな面で顕著な変化があったと認められる場合には、特記事項の変更（例：特色ある点から優れた点への変更）や追加など、積極的に評価する方針です。</p> <p>しかしながら、あくまでも中期目標・中期計画の達成状況を評価するものであるため、新型コロナウイルス感染症への対応については、関連する中期目標（小項目）や中期計画に記載してください。</p>

分類	意見等	回答
51 実績報告書作成要領（案）	実績報告書作成要領（案）P 5～P 7 中期計画の実施において新型コロナウイルス感染症対策に関する優れた取組（例：授業のオンライン化（ハイフレックス化）の実施、コロナ禍での入試・学生募集対応、困窮学生への経済支援の充実等）がある場合には、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化として適切に評価いただきたい、その旨を作成要領において明記いただきたい。	4年目終了時評価では、新型コロナウイルス感染症の影響下における各法人の対応（例：オンライン授業の活用による学習機会の確保、学生に対する経済的な援助）について、特記事項として積極的に抽出しています。 中期目標期間終了時評価においても、これらの進展や新たな取組等を踏まえ、ポジティブな面で顕著な変化があったと認められる場合には、特記事項の変更（例：特色ある点から優れた点への変更）や追加など、積極的に評価する方針です。 なお、この方針については、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての達成状況評価における共通方針（中期目標期間終了時評価）」に記載しています。
52 実績報告書作成要領（案）	該当箇所：4ページ目 中期目標期間終了時評価においては、達成状況評価における中期目標の段階判定を行うに当たり、4年目終了時評価で実施した現況分析の判定結果を基に算出した同じ値を加算・減算します。 4年目時点の現況評価結果に基づく評点は、6年間のうち残り2年間分の教育・研究の質の向上・下落が加味されていないものであるが、これを6年間の達成状況の最終評定に加減算することの趣旨を記載することとすればどうか。	中期目標期間終了時評価では、文部科学省国立大学法人評価委員会の決定により、評価の効率化を図るために、学部・研究科等の現況分析や研究業績水準判定は実施せず、中期目標の達成状況評価のみを実施することになっています。 これは、第3期中期目標期間における教育研究の評価では、次期中期目標・中期計画の検討に資するなど4年目終了時評価を重視しているためであり、5、6年目の学部・研究科等の実績については、中期目標・中期計画の達成状況に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合に達成状況報告書への記載を求めることにより、その実績を把握することとしています。 ご指摘の趣旨については、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての達成状況評価における共通方針（中期目標期間終了時評価）」に記載いたしました。詳しくは、この共通方針をご覧ください。
53 評価作業マニュアル（案）	達成状況判定会議における評価作業スケジュールの中で、12月に実施を予定されている各大学へのヒアリングは必ず実施されるのか。4年目終了時評価時に実施されなかった大学はあるのか。ないのであれば、評価委員会が必要と認めた場合のみ実施の文言は不要ではないかと思われる。また、4年目終了時評価の際に実施されたヒアリングでは、達成状況報告書の記載内容について、事前に「分析に当たっての確認事項」が提示された。この度の終了時評価についても同様の流れとなると理解しているが、4年目終了時評価の際のヒアリングでは、「確認事項」の複数の項目のうちの一部について、簡単な確認があつたくらいで、必ずしもヒアリングが必要であったようには感じられなかった。ヒアリングの必要性があるのであれば、確認事項のうち、どの内容についてヒアリングするかを具体的に示していただかないと、大学側は無用な準備に労力と時間がかかってしまう。また、評価委員としても折角、時間を確保して実施するので意味のある実質的なヒアリングにしたいのではないかと思われるため、事前に具体的な確認内容を提示いただくことが、双方にとって効率化に繋がると思われる。	4年目終了時評価においてはすべての法人にヒアリングを実施しましたが、中期目標期間終了時評価においては、法人・評価者双方の負担軽減の観点から、必要な場合のみ実施する方向で想定しています。ただし、ヒアリングの実施の有無の判断は、書面調査実施後の「分析に当たっての確認事項」への回答次第とならざるを得ないことから、各法人には別途ご相談させていただきたいと考えています。 また、ヒアリングの内容及びその改善については、4年目終了時評価に対するアンケート結果等も踏まえ、第4期中期目標期間評価の際に活用させていただきますが、今回の中期目標期間終了時評価においても、ヒアリングを実施する場合には、参加者の縮小化や質問事項の洗練化などできる限り、負担軽減に繋がるように改善を図りたいと考えています。
54 評価作業マニュアル（案）	4年目終了時評価においては、【優れた点】、【特色ある点】として評価された事項の数と、当該小項目の判定との関連性が不明確だったように思われます。小項目の判定において、【優れた点】、【特色ある点】との関連性が作業マニュアルからは読み取れないため、ご参考願います。	特記事項については、小項目の判定の要素となりますが、法人の規模や目的、特記事項の内容や小項目との関連などを踏まえて評価者が個別に判断することとなるため、「優れた点」、「特色ある点」の数によって評価することは適切ではない考えます。

分類	意見等	回答
55 実績報告書作成要領(案)	達成状況報告書の提出方法について、書面での提出も要する旨記載されているが、文部科学省が「令和2事業年度に係る業務の実績報告書」の提出に際し、電子媒体のみの提出で、書面での提出を不要としていることから、当該報告書についても同様に、電子媒体のみの提出としてはいかがか。	ご指摘を踏まえ、書面での提出に関する記載を削除し、以下のとおり実績報告書作成要領p. 12の文言を修正します。 『修正前』 (1) 実績報告書…提出してください。なお、達成状況報告書については、書面も提出していただくことを予定しています。 (2) 別添の…電子媒体や書面での… 『修正後』 (1) 実績報告書…提出してください。 (2) 別添の…電子媒体での…
56 実績報告書作成要領(案)	11頁 ・『viii) 資料・データには、大学や学部・研究科等で作成した自己点検・評価報告書や外部評価報告書の該当部分も活用できます。』について、大学機関別認証評価の資料や結果を活用することは可能か。	中期目標・中期計画の達成状況の観点から、大学機関別認証評価の資料や結果を活用することは可能です。ご認識のとおりです。
57 実績報告書作成要領(案)	11頁 ・根拠となる資料・データについて、資料番号の付番はどのように行うのか。（4年目終了時評価と同じように付番すれば良いか。）	4年目終了時評価と同じように付番してください。ご認識のとおりです。
58 実績報告書作成要領(案)	●「実績報告書作成要領（案）」のp.7 図内、上から3行目の「4年目終了時評価結果より・・・」を「4年目終了時評価結果と比較して・・・」に修正いただきたい。 理由）「より」が、「変化があった」にかかるのか、「判断する」にかかるのか、どちらとも解釈できる現状に対し、前者であることを明確にするため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり「実績報告書」の様式及び実績報告書作成要領p. 7の文言を修正します。 『修正前』 4年目終了時評価結果より、顕著な変化があったと判断する取組は以下のとおりである。 『修正後』 4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する取組は、以下のとおりである。
59 評価作業マニュアル(案)	該当箇所：19ページ目 大項目の段階判定の区分表の注書き。 基準となる達成状況を「良好」に置く、とあるが、「良好」とは、「中期目標を達成している（【3】判定）」を指すのか。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり評価作業マニュアルp. 19の文言を修正します。 『修正前』 基準となる達成状況を「良好」に置く 『修正後』 基準となる達成状況を「中期目標を達成している」に置く